意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	薬局における薬歴簿保管条件の緩和
2. 既存の制	・現状、薬局における薬歴簿ついては、薬局個店毎に保管することが義務
度・規制等	付けられており、同一患者であっても、薬局毎に異なる薬歴簿を作成し
によってI	なければならないことから、ICT を活用した患者情報の一元管理や薬局間
CT利活用	での情報共有・活用を妨げる一因となっているものと考えます。
が阻害され	
ている事	
例・状況	
3. ICT利	・薬剤師法
活用を阻害	第28条 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。
する制度・	3 薬局開設者は、第1項の調剤録を、最終の記入の日から
規制等の根	3年間、保存しなければならない。
拠	
4. ICT利	・薬暦簿や患者ID等の管理の在り方について一元管理を可能とする等、
活用を阻害	柔軟性を持たせていただきたい。
する制度・	
規制等の見	
——————————————————————————————————————	

直しの方向 性について の提案